平成２９年（フ）第３０３号
岐阜県各務原市那加北洞町１丁目343番地１、前住所愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地１江南団地74棟403号
債務者　粥川　千夏
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２４号
京都府船井郡京丹波町上野坂口27番地
債務者　平井　吉三
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第７３１号
神戸市北区甲栄台５丁目15番12号
債務者　林田　通代
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４２号
神戸市須磨区大黒町２丁目２番20号　ドミール大黒501号、従前の住所神戸市須磨区大田町４丁目３番７号　フェニックス板宿303号
債務者　川崎　　実
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４５号
神戸市北区唐櫃台４丁目39番１　医療法人社団　修和会　介護老人保健施設　カトレア六甲、住民票上の住所神戸市北区君影町２丁目１番44―102号
債務者　満山和典こと　満山　和典
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７３号
神戸市須磨区多井畑南町１番地の１　211号
債務者　花家　由美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７６号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地　２棟505号
債務者　池田　幸男
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７９号
神戸市東灘区青木２丁目７番25号
債務者　藤井扶美江
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７８８号
神戸市須磨区南落合２丁目２番502―301号
債務者　稲岡　和美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９４号
神戸市東灘区御影本町６丁目７番５号
債務者　新井　相慶
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９９号
神戸市中央区元町通６丁目８番３―805号、従前の住所神戸市中央区波止場町６番６―117号
債務者　中坂　正子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０７号
北海道苫小牧市新開町１丁目18番８号
債務者　三橋　春菜（旧姓上海）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８１０号
神戸市兵庫区三川口町３丁目４番８―801号
債務者　長田　宏二
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８１１号
神戸市兵庫区三川口町３丁目４番８―801号
債務者　長田美代子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２７号
神戸市垂水区塩屋台３丁目６番７号
債務者　安部淳之助
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２９号
神戸市長田区西山町４丁目10番21号
債務者　西野　　守
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４０号
神戸市兵庫区島上町２丁目１番27号リッツ島上３Ｆ
債務者　糟谷　明人
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部